

志 望 の し お り

公益財団法人壽崎育英財団奨学生募集要項（留学生）

勉学又は研究の為に来日し、大分県内に所在する大学（大学院）・短期大学に在学し、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を支給して教育の機会均等をはかり将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、公益財団法人壽崎育英財団定款及び奨学金支給規程を制定しました。壽崎育英財団の支給を志望する者は「壽崎育英財団奨学生選考基準」により選考のうえ壽崎育英財団奨学生に採用されます。

1.申請の資格

申請の資格は次の各項に該当するものとします。

- (1) 大分県内に所在する、大学（大学院）・短期大学に在学し、人物学業ともにすぐれ、かつ、健康であり奨学資金の支給が必要であると認められること。

※留学生の場合、大分県内の市町村に外国人登録をしている者。

2.支給月額・支給期間

- (1) 月 額 10,000円
- (2) 期 間 1年間とする。

3.申請の手続き

奨学生志願者は、次の書類を作成準備し、在学する大学を經由して理事長に提出するものとする。尚、(3) および (4)、(5) は大学にて発行してもらってください。

- (1) 奨学生申込書
- (2) 外国人登録済証明書の写し
- (3) 学業成績表
- (4) 在学証明書
- (5) 学長推薦書（書式自由）
- (6) 作文『私の挑戦 金メダル』400字詰原稿用紙2枚（大きさA4）

4.推薦と選考

- (1) 壽崎育英財団の奨学会の選考委員会では申込書等の資料をもとにして、申込者の学業成績、人物、健康状態、学費納入の困難の程度などについて検討し、推薦の可否を決めます。
- (2) 壽崎育英財団は選考委員会の検討の結果をもとにして、適格度の高い者から採用を決定します。

5.採用可否決定の時期と通知方法

- (1) 採用決定の通知時期は、壽崎育英財団の申請締切後およそ2ヶ月以内です。
- (2) 採用決定の可否は、学長を経て本人に通知します。

6.採用になった人は

採用になった場合は、次の書類を渡しますので、指定された期日迄に大学を經由して壽崎育英財団に提出してください。理由なく期日迄に提出されない場合は採用を取り消します。

- (1) 誓約書
- (2) 口座振込指定書（大分銀行口座）
- (3) 健康診断書

7.壽崎育英財団奨学生申込書記入の注意

申込書は選考上の大切な資料ですから、注意をよく読んで、事実をありのままにはっきりと記入してください。記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用後においても採用取り消しとなることがありますから、正確に記入するよう注意してください。

問い合わせ

公益財団法人壽崎育英財団

事務局 〒870-0035 大分市中央町2-3-19 大津ビル1F

メガネのヨネザワ 大分中央店

事務局長 山田陽一

担当 ・佐々木寿和子 TEL 097-513-5922 FAX 097-513-5923

・松下祐子 携帯 090-7294-7252